

緊急事態宣言の解除に伴う市有施設の対応について

群馬県が緊急事態宣言の対象となったことから、高崎財団が管理する市有施設の開館時間を一部短縮しておりましたが、緊急事態宣言解除に伴い、10月1日（金）より通常の開館時間となります。

ご利用の皆様には、ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、施設のご利用にあたりましては、引き続き、感染拡大防止対策へのご協力をお願いいたします。

公益財団法人 高崎財団